

川崎市高齢者福祉施設・介護サービス事業所 管理者様

川崎市健康福祉局長寿社会部
高齢者事業推進課事業者指導担当課長

運営に関する基準（利用料等の受領）について（通知）

日頃より、本市高齢者福祉施策に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、市内の障害者向けグループホーム（共同生活援助事業者）が食材料費を過徴収していたとして報道がなされているところですが、高齢者向けグループホーム（認知症対応型共同生活介護事業者）においても、利用者から支払いを受けることができるものは「食材料費」とされております。

「食材料費」は「食事の提供に要する費用」とは異なり、調理に係る費用は含まれていないことにご注意いただき、利用料等の受領について引き続き適切な対応を行うよう、改めてお願いいたします。

【参考】

○川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

第117条第3項

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1)食材料費
- (2)理美容代
- (3)おむつ代

以下略

○川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

第103条第3項

指定通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1)利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (2)指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用

(3)食事の提供に要する費用

- (4)おむつ代

以下略

【担当】

高齢者事業推進課事業者指導係
TEL 044-200-2910